

○国立研究開発法人水産研究・教育機構における公的
研究費の適正な取扱いに関する規程

	平成20年	4月1日付け19	水研本第1750号
改正	平成21年	4月1日付け20	水研本第1610号
改正	平成23年	4月1日付け23	水研本第30401054号
改正	平成27年	4月1日付け26	水研本第70325001号
改正	平成28年	4月1日付け28	水機本第80401014号
改正	平成28年	7月4日付け28	水機本第80704006号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）における公的研究費の適正な取扱いに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(法令及び諸規程等との関係)

第2条 競争的資金等の公募要領及び関係規則、機構の旅費、会計、内部統制関係の諸規程等に定めるほか、本規程に定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程における用語の意義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 「公的研究費」とは、運営費交付金により配分される研究資金、寄附金、共同研究、受託研究に係る研究資金（その原資のすべて又は一部が税金等の国民の負担によるものに限る。）及び競争的資金等をいう。
- (2) 「競争的資金等」とは、国又は国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- (3) 「不正」とは、故意又は重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した使用をいう。
- (4) 「部局」とは、国立研究開発法人水産研究・教育機構組織規程（13水研第52号）第2条第2項に規定する研究所、開発調査センター又は水産大学校をいう。
- (5) 「部局長」とは、研究所及び開発調査センターにあつては所長、水産大学校にあつては理事（水産大学校代表）をいう。
- (6) 「機構におけるコンプライアンス」とは、法令や内部規程の遵守にとどまらず、倫理や社会規範、モラル、マナーなど機構が社会的信頼を得るために必要なルールすべてに基づいた行動を実践することをいう。

(責任と権限)

第4条 機構において公的研究費を適正に運営及び管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者、部局責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

(1) 最高管理責任者は、機構全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとし、理事長をもって充てる。

(2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について機構全体を総括する実質的な責任と権限を有するものとし、最高管理責任者が命じた理事をもって充てる。

(3) 部局責任者は、その掌握する部局における公的研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を有するものとし、部局長をもって充てる。

(4) コンプライアンス推進責任者は、本部及び研究所における各部又は各センター並びに水産大学校における各学科又は水産学研究科における公的研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限をもつものとし、本部にあつては経営企画部長、水産大学校にあつては校務部長をもって充てるものとし、研究所及び開発調査センターにあつては所長とする。

2 最高管理責任者は、総括管理責任者、部局責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

3 機構に所属するすべての役職員は、「国立研究開発法人水産研究・教育機構における研究活動に関する不正に係る行動規範」を遵守し、研究活動の健全な環境の確保と信頼性・公平性の向上に努めなければならない。

4 機構に所属するすべての職員は、不正の発生要因に係る情報等、公的研究費の適正な使用に資する情報が、部局責任者及びコンプライアンス推進責任者を通じて最高管理責任者に適切に伝達されるよう努めるものとする。

5 第1項の責任者及びその権限については、機構ホームページに公表する。

(不正に係る調査等の手続き)

第5条 不正に係る調査若しくは懲戒の手続きは、国立研究開発法人水産研究・教育機構における研究活動の不正行為への対応に関する規程（18水研本第1737号。以下「不正行為対応規程」という。）中の「不正行為」等を適宜、「不正使用」に読替えた上で、同規程のほか関係規則により行う。

2 前項の調査の結果、不正が確認された場合等における公表については、不正行為対応規程第25条に準じ、公正かつ明確に行うこととする。

(不正防止計画の策定)

第6条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正発生要因に対応する不正防止計画を策定するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の不正防止計画の策定又は改正を行うときは、次

条に規定する不正防止計画推進部署に諮問し、不正防止計画の具体的な内容等について審議させるものとする。

- 3 最高管理責任者は、不正防止計画の策定又は改正を行ったときは、これを公表するとともに、自らが先頭に立って不正防止計画の推進に努めるものとする。管理責任者等は、機構における不正発生要因の把握に努めなければならない。

(不正防止計画推進部署)

第7条 前条の業務を推進するための「不正防止計画推進部署」を研究推進部研究支援課（以下「研究支援課」という。）とする。

- 2 不正防止計画推進部署は、監査による指摘事項等の情報、部局が抱える問題点等及び機構における不正発生要因の把握等に積極的に関わり、不正防止計画の作成に協力するとともに、機構の職員等に対して不正防止計画等の周知に努める。

(相談受付等窓口)

第8条 機構における公的研究費に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため、機構内外からの相談窓口（不正に関する通報、告発等を含む。）（以下「相談受付等窓口」という。）を置く。

- 2 機構内外からの相談受付等窓口は、研究支援課とする。
- 3 前項の情報を職員に適切に伝えるための窓口は、研究所にあっては業務推進部業務推進課、開発調査センターにあっては開発業務課、水産大学校にあっては校務部業務推進課とする。
- 4 相談受付等窓口は、機構における公的研究費に係る事務処理に関する機構内外からの問合せに誠意をもって対応するとともに、機構における適正な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。
- 5 相談受付等窓口での対応を迅速かつ適切に行うため、相談内容に応じて関係課等は必要な協力を積極的に行うものとする。
- 6 第2項の窓口については、ホームページ等により、その名称、連絡先を公表する。

(モニタリング)

第9条 公的研究費の適切な管理のため、定期的にモニタリングを行う。

- 2 前項のモニタリングについては、最高管理責任者のもと、監査室等と連携し、不正防止計画推進部署が実施する。
- 3 前項の調査の結果、不備等が判明した場合には、機構は、速やかに適切な措置を行うものとする。

(その他)

第10条 最高管理責任者は、公的研究費使用の現場での事務処理等と機構の

関係規程が、乖離していないかを適宜確認するように努めなければならない。

2 前項の結果、乖離が確認された場合には、規程の改正も含めた見直し等を行わなければならない。

第11条 部局長は、公的研究費の取扱いが、やむを得ず、機構の関係規程によらず、例外的な処理をすることになった場合は、その経過等を詳細に記載した書面により、研究支援課あてに報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の報告があった場合には、それを記録するとともに、内容等を機構内に周知するように努めなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の適正な取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年4月1日付け20水研本第1610号]

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成23年4月1日付け23水研本第30401054号]

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 [平成27年4月1日付け26水研本第70325001号]

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 [平成28年4月1日付け28水機本第80401014号]

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 [平成28年7月4日付け28水機本第80704006号]

この規程は、平成28年7月4日から施行する。